

船舶事故調査報告書

平成23年6月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）
委員 山本 哲也
委員 石川 敏行
委員 根本 美奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成22年12月12日 11時00分ごろ
発生場所	愛媛県宇和島市大良島南端付近 大良埼灯台から真方位078°440m付近 (概位 北緯33°15.3′ 東経132°28.4′)
事故調査の経過	平成22年12月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 天洋丸、4.9トン EH3-86940（漁船登録番号）、清家真珠有限会社 13.07m (Lr) × 3.60m × 0.76m、FRP ディーゼル機関、48kW、平成14年11月30日
乗組員等に関する情報	船長 男性 35歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年3月10日 免許証交付日 平成19年8月20日 (平成25年3月9日まで有効)
死傷者等	負傷 1人（船長 低体温症で2日入院）
損傷	船首船底に擦過傷、漁網に僅かな損傷
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成22年12月12日06時00分ごろ、宇和島市法花津湾南西部の水深約70mの海域において底びき網漁を始めた。 本船は、船尾甲板にあるロープリールから長さ約350～400mのワイヤ製の引き索を両舷から出して長さ約40mの網を引き、網口を広げるため、本船の長さを超える長さ約26m、径約17～18cmのFRP製の張竿の両端を固縛ロープで網口に固定しており、張竿は、揚網時には船尾右舷端に立てた右舷側ガイド（鋼製棒）を通し、右舷側ブルワークの内側に沿って船首尾線方向に格納されていた。 船長は、約3時間えい網したのちに揚網に取り掛かり、両舷の引き索の巻込みを行い、張竿が船尾に近づいた頃に船首を東方に向け、網が推進器に絡まないようにするため、極低速力として左舵を少しとり、前進しながら左旋回していた。 船長は、船尾甲板に設置されたロープリールの左舷側にある操作レバーにより右舷側のワイヤの巻込みを止め、左舷側のワイヤのみの巻込み

	<p>を続け、張竿の左側端が船尾甲板に上がってきたところで、張竿の左舷端に網口を取り付けるための径約20mm、長さ約5～6mの固縛用ロープ（以下「本件ロープ」という。）の一端を解いて網を外し、本件ロープを船尾甲板の上に置いた。</p> <p>船長は、網が外された張竿の左舷端を本船の船尾右舷側ブルワークに立てた2本のガイド棒の間に通したのち、右舷側のワイヤのみの巻込みを始めたところ、船尾甲板の上に置いていた本件ロープが同甲板の上に立っていた船長の右足に絡んだ。</p> <p>船長は、本件ロープが右足に絡んだ際、ロープリールの左舷側にある操作レバーを操作して停止することができず、右舷側のワイヤの巻込みが続き、本件ロープの他端が張竿の左舷端に固定されていたことから、張竿がワイヤの巻込みとともに右舷側の通路に沿って船首方向に押し上げられる状態で移動した。</p> <p>船長は、張竿の左舷端が船首方向に移動するのに合わせ、絡んだ本件ロープに引かれて右舷側の通路を船首方向へ移動しながら本件ロープを外そうとしたが、外すことができず、09時30分ごろ、本件ロープに引かれて本船の右舷船首部から落水した。</p> <p>無人となった本船は、東進しながら左に旋回し、11時00分ごろ、法花津湾南東部の大良島南端付近に乗り揚げた。</p> <p>船長は、落水時に絡んでいた本件ロープが右足から外れたものの、右舷側の防舷材につかまっていたとき、本船が極低速力で航行していたことから水圧を受けて合羽及びジャージの下衣が脱げ、さらに、身体に受ける水圧に耐え切れなくなり防舷材から手を放した。</p> <p>船長は、ジャージの上衣、ゴム手袋及び長靴を脱いで下着だけの状態となり、泳ぎながら周囲を見渡したところ、宇和島市嘉島（距離約2.2海里（M））、大小島（距離約2.2M）、その付近の陸地（約2.0M）及び大良崎（約3.1M）方面の陸地が見え、嘉島が最も近くに見えたので嘉島に向かって泳ぎ始めたが、嘉島に近づけなかったことから、大小島に方向を変えて泳ぎ続けた。</p> <p>付近で操業中の僚船は、本船が乗り揚げたことに気付いて海上保安部に通報し、本船が無人であったことから、巡視艇2隻、ヘリコプター1機及び僚船約30隻により船長の捜索が行われ、13時10分ごろ、僚船が、船長の落水場所から真方位212°900m付近で船長を発見して救助した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：視界 良好</p> <p>宇和島気象台の観測値</p> <p>09時00分 晴れ、南東風1.7m/s、気温6.4℃</p> <p>10時00分 晴れ、南南東風1.6m/s、気温9.2℃</p> <p>11時00分 晴れ、南西風1.8m/s、気温11.2℃</p> <p>12時00分 晴れ、西南西風2.9m/s、気温12.9℃</p> <p>13時00分 晴れ、西風1.7m/s、気温13.1℃</p> <p>海象：波高 約0.5m、水温 約16.5℃、潮汐 ほぼ高潮時</p> <p>海上保安庁の潮流推算によれば、09時00分～13時00分の間、微弱な北北東～北東流があった。</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、身長約170cm、体重約73kgで、合羽下、長靴、ゴム手</p>

	<p>袋、ジャージ上下及び下着を着け、救命胴衣は着用していなかった。</p> <p>船長は、捜索中の僚船が見えたことで緊張が緩み、疲労困憊^{こんぱい}の状態であったことから、救助されたとき虚脱状態に陥っていた。</p> <p>本事故当時、法花津湾では、多くの漁船が操業していた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、大良崎西方の法花津湾において、前進しながら揚網作業中、船長が、本件ロープの一端を解いて張竿を本船の右舷側に格納する際、本件ロープが右足に絡んだことから、本件ロープに引かれて落水し、無人で航行して大良島南端付近に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、本件ロープが右足に絡んだ際、引き索を巻き上げていたロープリールの操作レバーが同リールの左舷側にあり、同リールを止めることができなかったことから、本件ロープに引かれて右舷船首部から落水したものと考えられる。</p> <p>船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく遵守事項として、小型船舶操縦者は、航行中の小型漁船（20トン未満）に1人で乗船して漁ろうに従事している場合には、救命胴衣を着用しなければならないことが規定されており、船長は、揚網作業中には救命胴衣を着用していなければならなかった。</p> <p>また、船長は、防水型の携帯電話を携帯していれば、落水時に救助等を要請できる可能性があるため、防水型の携帯電話の携帯が望ましい。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、大良崎西方の法花津湾において、前進しながら揚網作業中、船長が、本件ロープの一端を解いて張竿を本船の右舷側に格納する際、本件ロープが船長の右足に絡んだため、本件ロープに引かれて落水し、無人で航行して大良島南端付近に乗り揚げたことにより発生したのと考えられる。</p>	